

西宮市学校給食審議会委員の解嘱及び委嘱の件

西宮市学校給食審議会委員を下記のとおり解嘱及び委嘱するにあたり、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第 3 条第 2 項の規定により令和元年 5 月 23 日に教育長の臨時代理により決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和元年 6 月 12 日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司 郎

記

1 解嘱・委嘱理由

西脇享子氏の願出により解嘱し、団体の推薦による源中依子氏を補欠委員として委嘱する。

2 解嘱

- (1) 解嘱者 西脇享子
- (2) 解嘱年月日 令和元年 5 月 23 日

3 委嘱

- (1) 委嘱者 源中依子
- (2) 委嘱年月日 令和元年 5 月 24 日
- (3) 任期 令和元年 5 月 24 日～令和 2 年 3 月 19 日
(前任者の残任期間)

(参考 1)

○提案理由

任期途中で解嘱の願出による欠員が生じたため、補欠委員を委嘱する。

(参考 2)

○西宮市附属機関条例

(委員)

- 第 2 条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。
- 2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。
 - 3 委員の任期は、2 年とする。
 - 4 委員は、2 回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4 回を限度として再任することができる。
 - 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

学校給食審議会委員 改選資料 (委員新旧対照表)

新				
区分	氏名	期	所属等	
学識経験者	浦上 拓也	3期	近畿大学 経営学部教授	
	高橋 享子	3期	武庫川女子大学 生活環境学部教授	
関係行政機関職員 (学校長代表)	齋田 浩一	1期	西宮市立広田小学校長	
	片野 文夫	1期	西宮市立瓦木中学校長	
保護者代表	松本 祐子	1期	西宮市PTA協議会副会長	
	源中 依子	1期	西宮市PTA協議会会計	
関係行政機関職員 (栄養教諭代表)	中西 淳子	1期	西宮市立浜脇中学校栄養教諭	

旧				
区分	氏名	期	所属等	
学識経験者	浦上 拓也	3期	近畿大学 経営学部教授	
	高橋 享子	3期	武庫川女子大学 生活環境学部教授	
関係行政機関職員 (学校長代表)	齋田 浩一	1期	西宮市立広田小学校長	
	片野 文夫	1期	西宮市立瓦木中学校長	
保護者代表	西脇 享子	1期	西宮市PTA協議会会長	
	松本 祐子	1期	西宮市PTA協議会副会長	
関係行政機関職員 (栄養教諭代表)	中西 淳子	1期	西宮市立瓦木中学校栄養教諭	